

令和5年 8月21日(月)
問合せ 保健福祉部地域福祉課地域福祉係
電 話 0126-62-3148
担 当 保健福祉部長

自立支援医療（精神通院医療）支給認定に係る誤りについて

自立支援医療（精神通院医療）支給認定において所得区分の認定誤りがありました。

1 事案の概要

医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度である自立支援医療の精神通院医療の支給認定において、市が受給者の所得区分の算定事務の判定を誤り、申請書類を進達し、北海道から受給者に対して本来の自己負担額より高い上限額で認定された受給者証が交付されていました。

2 対象者

精神通院医療 30人

3 発生原因

所得区分の算定において、制度解釈を誤り、世帯の課税状態を確認する際、住民税非課税世帯となった場合に、受給者本人の収入のみを所得区分として算定すべきところ、世帯内の合算収入で認定したことから、所得区分の上限額月額2,500円のところ、月額5,000円と算定し、北海道に進達したため、北海道において市の誤った上限額にて受給者証を交付したものであります。

4 市の対応

現在、受給者及び医療機関、調剤薬局等への電話及び文書により経過説明並びに謝罪を行い、過請求となった受給者に対し自己負担額の返還及び受給者証の再交付について、北海道と協議し手続きを進めております。

5 再発防止策

制度の適正な運用のため、事務処理の再確認と情報共有、厳正なチェック体制を行い、再発防止に努めてまいります。